

令和 6 年度被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第 33 条の 16 及び同法施行規則第 36 条の 30 の規定に基づき、香川県における令和 5 年度の被措置児童等虐待の状況について、次のとおり公表します。

1 虐待案件受理の状況

受理件数			内訳		
新規	継続	計	虐待該当	非該当	調査継続
4 件	0 件	4 件	1 件	3 件	0 件

2 被措置児童等虐待の状況

(1) 被措置児童の性別

男子	女子
1 人	0 人

(2) 被害児童の年齢層

乳幼児	小学生	中学生	高校生
0 人	0 人	1 人	0 人

(3) 虐待の類型

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
1 件	0 件	0 件	0 件

(4) 施設種別

社会的養護関連施設	里親等	一時保護施設等
1 件	0 件	0 件

(5) 加害者の職員

施設職員	里親等	一時保護所職員
1 件	0 件	0 件

(6) 県が講じた措置

口頭による指導	0 件
文書による指導（再発防止のための報告書類の提出）	1 件
事業の停止	0 件

児童福祉法

第 33 条の 16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則

法第 33 条の 16 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

- イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
- ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
- ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等

二 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等

2 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種